

2026年4月27日

お客さま 各位

二本松信用金庫

手形帳・小切手帳の新規発行受付終了および関連規定の一部改定について

平素は二本松信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2025年7月1日にお知らせしましたとおり、2026年3月31日をもって、手形帳・小切手帳の新規発行受付を終了しました。

それに伴い、関連規定の一部を以下のとおり改訂しました。

記

1. 対象規定

- ・一般当座勘定規定
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定内容

別添のとおりです。

3. 改定日

2026年4月1日

以上



ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫

手形帳・小切手帳の新規発行受付の終了および関連規定の一部改定について

改定後	改定前
<p>一般当座勘定規定</p> <p>第 8 条（手形、小切手用紙）</p> <p>（ 1 ）～（ 4 ）変更なし</p> <p>（ 5 ）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>（ 5 ）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 カ月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</p> <p>（ 6 ）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があった時は、当庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではない。</p> <p>第 1 3 条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。但し、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>	<p>一般当座勘定規定</p> <p>第 8 条（手形、小切手用紙）</p> <p>（ 1 ）～（ 4 ）変更なし</p> <p>（ 5 ）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>（ 6 ）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 カ月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</p> <p>（ 7 ）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があった時は、当庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではない。</p> <p>第 1 3 条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。但し、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>

当座勘定規定（専用約束手形口用）

第8条（手形用紙）

- （1）当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
- （2）当座勘定から支払いをした専用約束手形のうちに、本人が振出したものでない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当庫宛てに連絡してください。
- ~~（3）手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。~~
- ~~（4）専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。~~
- （3）当座勘定から支払いをした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしてします。
- （4）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があった時は、当庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当庫が定める写しの期限を経過した場合には、その限りではありません。

~~第9条（手数料）~~

~~前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払って下さい。~~

当座勘定規定（専用約束手形口用）

第8条（手形用紙）

- （1）当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
- （2）当座勘定から支払いをした専用約束手形のうちに、本人が振出したものでない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当庫宛てに連絡してください。
- （3）手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。
- （4）専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。
- （5）当座勘定から支払いをした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしてします。
- （6）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があった時は、当庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当庫が定める写しの期限を経過した場合には、その限りではありません。

第9条（手数料）

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払って下さい。